

免除・納付猶予

ケーススタディー①

会社を退職したときの
免除申請手続き

ケーススタディー②

さかのぼって
免除を申請するときの手続き

チャプタータイトル ♪～

免除・納付猶予



MC :

今回は、業務支援ツール「加入・喪失・各種変更・免除・納付猶予お手続きガイド」（以下「お手続きガイド」といいます。）を活用して、お客様に免除・納付猶予のご案内ができるよう学習していきましょう。



MC :

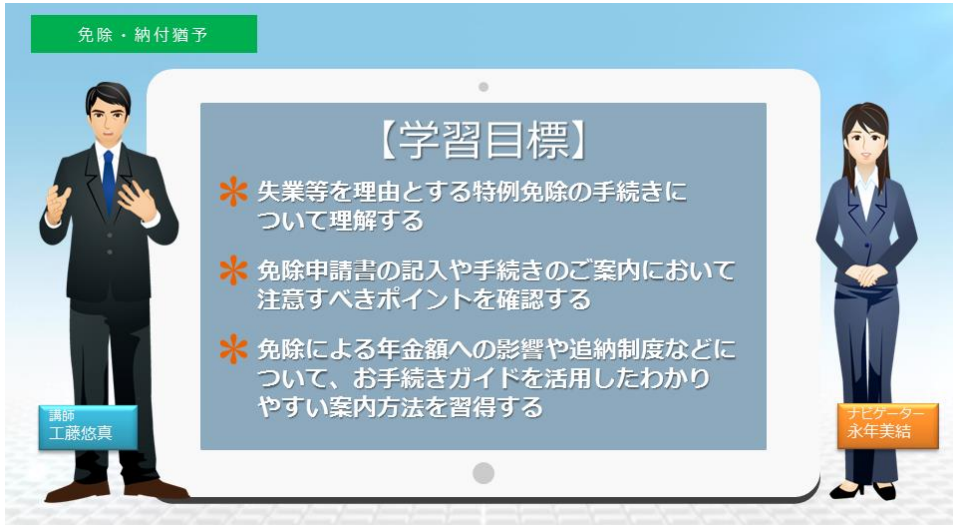
免除・納付猶予では2つのケースを学習します。1つ目のケースでは、会社を退職し失業中のために保険料を納めることが困難な方の申請免除の手続きについて、基本的な免除のご案内方法を確認していきます。2つ目のケースでは、遡及免除申請の取り扱いについて学習します。

なお、このケーススタディーは、平成27年4月1日時点の法令に基づき制作されています。



チャプタータイトル ♪～

免除・納付猶予



【学習目標】

- * 失業等を理由とする特例免除の手続きについて理解する
- * 免除申請書の記入や手続きのご案内において注意すべきポイントを確認する
- * 免除による年金額への影響や追納制度などについて、お手続きガイドを活用したわかりやすい案内方法を習得する

講師 工藤悠真

ナビゲーター 永年美結

MC :

1つ目のケーススタディーでの学習目標は何ですか？

講師 :

はい、このケーススタディーでの学習目標は、まず、免除において特に利用が多い「失業等を理由とする特例免除」の手続きについて理解すること、2つ目に、免除申請書の記入や手続きのご案内において注意すべきポイントを確認すること、3つ目は、免除による年金額への影響や追納制度などについて、お手続きガイドを活用したわかりやすい案内方法を習得することです。

免除・納付猶予



保険料の免除制度 (法第89条～第90条の3、平成16年改正法附則第19条等)

免除の種類	制度	概要
法定免除	制度 1	障害基礎年金や生活扶助を受けている方に「 法定免除 」制度 現在、障害基礎年金、障害校正（共済）年金の1級・2級の受給権者、生活保護法等による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所、国立療養所などに入所している方は保険料が免除されます。
	制度 2	経済的に保険料が納められない方に「 申請免除 」制度 収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の金額または一部※が免除されます。 ※全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の4種類がある。
納付猶予	制度 3	20歳以上の学生さんに「 学生納付特例 」制度 学生で前年所得が基準以下の人は在学期間中の保険料を納めることが猶予されます。
	制度 4	30歳未満の方に「 若年者納付猶予 」制度 30歳未満の方（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料が猶予されます。

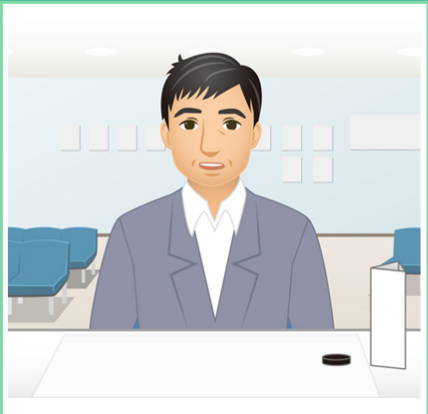
MC :

それでは、ケースに入る前に、免除制度について概要を教えてください。

講師 :

わかりました。国民年金の第1号被保険者は、本人の負担能力に関係なく、20歳から60歳になるまでの長期間にわたり定額の保険料を納めることとなります。しかし、様々な事情で保険料を一時期納付することが困難な方もいます。そこで、国民年金では法律で定められた一定の要件（生活保護・障害基礎年金の受給者など）に該当したときや所得が一定基準より少ないとき、失業・災害に罹災し保険料を納付することが著しく困難なときなどには、被保険者本人の届出や申請により保険料の納付義務を免除することで、将来の年金受給権を確保できるようにしています。この免除制度の内容については基礎編を受講しご確認ください。

免除・納付猶予



相談者のプロフィール

氏名：井上 孝夫（いのうえ たかお）

年齢：42歳

相談内容：平成27年8月31日会社を退職。2号から1号への種別変更手続きを行ったが、保険料の負担が厳しいため免除制度について聞きたい

家族：専業主婦の配偶者、2人の子供と暮らしている（世帯主は来訪者）

このケースでは、ケーススタディー『加入・喪失・各種変更』の途中から会話が始まります。

MC：
では、早速ケーススタディーを見ていきましょう。

今回のケースは、「加入・喪失・各種変更」のケーススタディーに登場した井上さんが、保険料の負担が難しいということで、免除制度を利用できないか相談するという設定です。井上さんの状況を確認してください。

免除・納付猶予 免除制度の説明



あ、しばらくは雇用保険の失業手当以外に収入が見込めない状況で、やっぱり2人で月3万円以上の保険料の負担は厳しいのですが、何とかありませんか。

はい。国民年金には保険料を納めるのが難しいときに、保険料を免除できる制度がございます。免除の申請をしていただくと、井上様のように失業された方の場合、特例としてご本人の前年の所得金額に関わらず審査することができます。

助かります。

井上：
あ、しばらくは雇用保険の失業手当以外に収入が見込めない状況で、やっぱり2人で月3万円以上の保険料の負担は厳しいのですが、何とかありませんか。

のぞみ：
はい。国民年金には保険料を納めるのが難しいときに、保険料を免除できる制度がございます。免除の申請をしていただくと、井上様のように失業された方の場合、特例としてご本人の前年の所得金額に関わらず審査することができます。

井上：
助かります。

免除・納付猶予
免除制度の説明

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

国民年金保険料を納めるのが困難な場合があります。しかし、失業や所得の減少により、国民年金保険料を納められない場合があります。免除や納付猶予制度があります。

申請免除

本人、配偶者、世帯主または世帯主の配偶者（世帯主の配偶者が世帯主の配偶者である場合）は、失業や所得の減少により、国民年金保険料を納められない場合があります。この場合、申請免除を受けることができます。申請免除を受けるには、失業や所得の減少の事実を証明する必要があります。申請免除を受ける期間は、失業や所得の減少の事実が継続している限り、最大5年です。申請免除を受ける期間中は、国民年金保険料を納めませんが、将来受け取る年金の金額が少なくなります。

免除制度の手続きをする

免除を受けるには、申請書を作成し、市町村の国民年金課に提出する必要があります。申請書には、本人の氏名、生年月日、住所、世帯主の氏名、生年月日、住所、失業や所得の減少の事実を証明する書類（失業保険の受給記録、所得税の申告書など）を添付する必要があります。申請書が受理された後、市町村の国民年金課から、免除の決定通知書が送付されます。決定通知書が送付された後、免除の期間が開始されます。

免除期間	免除期間中の保険料（月額）	免除期間後の保険料（月額）	免除期間後の年金（月額）
1年未満	0円	3,900円	7,800円
1年以上2年未満	0円	3,900円	7,800円
2年以上3年未満	0円	3,900円	7,800円
3年以上4年未満	0円	3,900円	7,800円
4年以上5年未満	0円	3,900円	7,800円
5年以上	0円	3,900円	7,800円

免除される年金の額は

免除期間	免除期間中の年金（月額）	免除期間後の年金（月額）
1年未満	0円	7,800円
1年以上2年未満	0円	7,800円
2年以上3年未満	0円	7,800円
3年以上4年未満	0円	7,800円
4年以上5年未満	0円	7,800円
5年以上	0円	7,800円

① 免除期間中は、国民年金保険料を納めませんが、将来受け取る年金の金額が少なくなります。

国民年金の免除制度は井上様の配偶者や世帯主の方も審査の対象となります。もし、それぞれの方に一定程度の所得があった場合は、保険料の一部を納める免除となったり、免除に該当しなかったりします。また、免除を受けた期間は、保険料を全額納めたときと比べて、将来受け取る年金の金額が少なくなります。

そうかあ。そうなるなら、まずは、私の分だけ申請します。妻の分は申請書をもらって帰るので、家に帰ってから妻と相談して手続きするようにします。

のぞみ：

国民年金の免除制度は井上様の配偶者や世帯主の方も審査の対象となります。もし、それぞれの方に一定程度の所得があった場合は、保険料の一部を納める免除となったり、免除に該当しなかったりします。また、免除を受けた期間は、保険料を全額納めたときと比べて、将来受け取る年金の金額が少なくなります。

井上：

そうかあ。そうなるなら、まずは、私の分だけ申請します。妻の分は申請書をもらって帰るので、家に帰ってから妻と相談して手続きするようにします。

免除・納付猶予
免除制度の説明

雇用保険被保険者 井上 隆 氏

氏名：井上 隆 氏
生年月日：1980.01.01
住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
電話番号：03-1234-5678
メールアドレス：inoue.takashi@example.com

免除を受ける期間

免除期間：2024.09.01～2025.08.31
免除理由：失業による所得の減少

申請日：2024.08.31
受理日：2024.09.01

講師：

特例免除による申請は、必ず退職日の確認が必要です。この事例では「種別変更」の手続き時に確認した離職票により確認します。井上さんの場合は、離職票で今年の8月31日に退職されたことが確認できました。特例免除制度の適用に必要な「失業等の事由が発生した日」は、離職票で確認した「退職日」ではなく、退職日の翌日9月1日となります。

また、特例免除による申請は、失業等の事由が発生した日の属する月の前月からその年の翌々年の6月まで申請可能となっています。

免除・納付猶予 免除制度の説明



井上様の場合、9月1日付けで国民年金への切り替えとなりますので、免除を申請できるのは国民年金に切り替えた今年の9月から来年の6月までとなります。
来年度以降も免除申請をご希望される場合は、今お持ちの雇用保険関係の書類をお持ちになってあらためてご来訪ください。

のぞみ：

井上様の場合、9月1日付けで国民年金への切り替えとなりますので、免除を申請できるのは国民年金に切り替えた今年の9月から来年の6月までとなります。来年度以降も免除申請をご希望される場合は、今お持ちの雇用保険関係の書類をお持ちになってあらためてご来訪ください。

免除・納付猶予 免除制度の説明



MC：

のぞみさんは「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を2通用意し、井上さんにお渡ししました。1通は井上さんご自身の分、もう1通は奥様の分として家に持ち帰る分です。

免除・納付猶予 免除制度の説明



No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度

審査基準

※ 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の額	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全部免除	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円
本人、配偶者	4分の3免除	70万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	半額免除	110万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	4分の1免除	150万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予 [※]	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円

講師：

特例免除の所得審査は、失業という事実を踏まえて審査されますが、保険料連帯納付義務者である世帯主、配偶者も所得等の審査対象となります。

免除・納付猶予 免除制度の説明



No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度

審査基準

※ 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の額	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全部免除	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円
本人、配偶者	4分の3免除	70万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	半額免除	110万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	4分の1免除	150万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予 [※]	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円

井上様ご本人は、失業されていますのでその事実の審査をし、所得による審査はございません。ただ、世帯主と配偶者については、所得審査の対象になります。世帯主は井上様ご自身ですか。

ええ、私が世帯主です。

そうしますと、所得審査の対象者は奥様のみとなりますが、奥様は前年に所得がございますか？

いいえ、所得はありません。

のぞみ：

井上様ご本人は、失業されていますのでその事実の審査をし、所得による審査はございません。ただ、世帯主と配偶者については、所得審査の対象になります。世帯主は井上様ご自身ですか。

井上：

ええ、私が世帯主です。

のぞみ：

そうしますと、所得審査の対象者は奥様のみとなりますが、奥様は前年に所得がございますか？

井上：

いいえ、所得はありません。

免除・納付猶予

免除申請書の記入方法



承知しました。それでは、申請書の書き方をご説明いたします。まず、井上様の基礎年金番号・電話番号・お名前・生年月日、奥様のお名前・生年月日をご記入ください。



記入できました。私が世帯主ですので「世帯主」の欄は書かなくていいですね。

のぞみ：

今まで会社にお勤めのときには「厚生年金保険料」が毎月の給与から天引きされていました。国民年金では、ご自分で加入手続きを行わず、保険料を納めなかった場合には、将来の年金給付が受けられなくなることもあります。また、障害を負ったとき、亡くなられたときにも、年金を受け取るために必要な期間、国民年金保険料の納付がなければ、やはり年金給付は受けられない場合がございます。

井上：

でも、国民年金の保険料は高いでしょう。次の仕事が見つかるまでは無職で、保険料の納付は厳しいですよ。

免除・納付猶予

免除申請書の記入方法



はい。世帯主欄は空欄にしておいてください。ところで、井上様は全額免除をご希望でしょうか。この申請書では、ここに書いてある順番で、全ての免除等の審査をいたします。もし希望しない免除区分がございましたら、番号⑨の欄の「免除等区分」にバツ印を記入してください。



わかりました。

のぞみ：

はい。世帯主欄は空欄にしておいてください。ところで、井上様は全額免除をご希望でしょうか。この申請書では、ここに書いてある順番ですべての免除等の審査をいたします。もし希望しない免除区分がございましたら、番号⑨の欄の「免除等区分」にバツ印を記入してください。

井上：

わかりました。

免除・納付猶予

免除申請書の記入方法



1. 基礎情報	2. 免除期間	3. 免除理由	4. 前年所得
氏名: 井上 太郎 住所: 東京都 千代田区 千代田 生年月日: 04/05/20 電話番号: 04-0000-0000	申請期間: 平成 26 年度分 免除期間: 平成 26 年度分	免除理由: 1. 会社で年末調整を受けたから「あり」に○、妻は専業主婦で確定申告をしていないから「なし」に○。これでいいですね。	前年所得: 平成 26 年度分 井上様: 200万円 奥様: 100万円



⑩欄の申請期間は平成27年9月から平成28年6月分の申請となりますので、「平成27年度分」と記入してください。⑪欄は、井上様と奥様それぞれの平成26年中の所得について、確定申告など税申告の「あり・なし・不明」のいずれかに○印を付けてください。



私は会社で年末調整を受けたから「あり」に○、妻は専業主婦で確定申告をしていないから「なし」に○。これでいいですね。



はい。では、⑫欄の前年所得は、同様に平成26年1月から12月までの間の井上様と奥様の所得内容について記入してください。

のぞみ:

⑩欄の申請期間は平成27年9月から平成28年6月分の申請となりますので、「平成27年度分」と記入してください。⑪欄は、井上様と奥様それぞれの平成26年中の所得について、確定申告など税申告の「あり・なし・不明」のいずれかに○印を付けてください。

井上:

私は会社で年末調整を受けたから「あり」に○、妻は専業主婦で確定申告をしていないから「なし」に○。これでいいですね。

のぞみ:

はい。では、⑫欄の前年所得は、同様に平成26年1月から12月までの間の井上様と奥様の所得内容について記入してください。

免除・納付猶予

免除申請書の記入方法

1. 基礎情報	2. 免除期間	3. 免除理由	4. 前年所得
氏名: 井上 太郎 住所: 東京都 千代田区 千代田 生年月日: 04/05/20 電話番号: 04-0000-0000	申請期間: 平成 26 年度分 免除期間: 平成 26 年度分	免除理由: 1. 会社で年末調整を受けたから「あり」に○、妻は専業主婦で確定申告をしていないから「なし」に○。これでいいですね。	前年所得: 平成 26 年度分 井上様: 200万円 奥様: 100万円



講師:

⑩欄「税申告の有無」および⑫欄「前年所得」は申請する年度に対応する前年所得等の状況について、該当する選択肢に○印を記入してください。

免除・納付猶予 免除申請書の記入方法

えーと、妻は無収入だから、所得は「なし」に○、わたしは年収で400万円だったから・・・

収入で400万円でしたら「あり（57万円超）」に○印を付けてください。16歳以上19歳未満のお子様はいらっしゃいますか。

高校生と中学生の子が1人ずついます。

では、「16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし）」の「あり」に○印を付けてください。

井上：

えーと、妻は無収入だから、所得は「なし」に○、わたしは年収で400万円だったから・・・。

のぞみ：

収入で400万円でしたら「あり（57万円超）」に○印を付けてください。16歳以上19歳未満のお子様はいらっしゃいますか。

井上：

高校生と中学生の子が1人ずついます。

のぞみ：

では、「16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし）」の「あり」に○印を付けてください。

免除・納付猶予 免除申請書の記入方法

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 氏 名 印

講師：

一部免除に該当する可能性がある場合であって16歳以上19歳未満の扶養親族を市町村国民年金担当課で確認できない場合は、「扶養親族【16歳以上19歳未満】に関する申立書」の提出を求める必要があります。今回は、申請期間のはじめから失業特例に該当して全額免除の対象になると考えられるので、扶養親族に関する申立書について案内は不要です。

免除・納付猶予

免除申請書の記入方法

No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度

審査基準

■ 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予 [※]	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

講師：

申請免除の審査基準を所得金額で見たとき、前年の所得金額（1月から6月分の保険料については、前々年の所得金額）が第1号被保険者の扶養親族等（トウ）の有無とその数に応じて表に示した計算式で求めた金額以下である場合に、承認が受けられることになっています。

免除などの種類と審査基準となる所得との関係を説明する際は、お手続きカード No.16-3（「申請免除・若年者納付猶予制度」）を利用してください。

免除・納付猶予

免除申請書の記入方法

⑬の特例認定欄の失業に○印と退職日の翌日の年月日、それから雇用保険加入の「あり・なし」のいずれかに○印を記入してください。

わかりました。⑭欄の「継続希望区分」は何も書かなくていいの？

のぞみ：

⑬の特例認定欄の失業に○印と退職日の翌日の年月日、それから雇用保険加入の「あり・なし」のいずれかに○印を記入してください。

井上：

わかりました。⑭欄の「継続希望区分」は何も書かなくてもいいの？

免除・納付猶予

免除申請書の記入方法

■ **来年度以後、年度毎に申請が必要**となります。

免状・納付額等の種類	申請する年度	届出申請
申請免除	年度毎に申請が必要 年度：7月～翌6月	○ ※全額免および 百年費納付額等のみ

ただし、次の場合は翌年度にあらかじめ申請手続きが必要です。

- ・全額免・若年者納付額予が承認されなかった場合
- ・一部免除（49%の免除・半額免除、49%の免除）で承認された場合
- ・失効や天災による被害などの理由により承認を受けた場合
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることにより承認を受けた場合
- ・特別養育年金を受給していることにより承認を受けた場合
- ・配属者もしくは世帯主の異動等により、一部免除若年者納付額予から全額免除など、免状の種類の変更を希望する場合

■ 免状等の申請をした後に前年所定の修正があった場合は、年金事務所にご連絡ください。



今回の井上様の場合には、失業等による特例の免除ですので、継続には該当いたしません。継続希望ができる方は、所得審査のみで全額免除または納付猶予の承認を受けた方です。

翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望する方は、この申請書の④欄に記載していただきます。そうすると翌年度にあらためて申請を行わなくても継続して申請があったものとして審査できます。

ただ、先ほど申し上げたように今回の井上様の場合は、失業等による特例免除になりますので、申請の際は、毎年退職した日付を確認させていただく必要がございます。

したがって、翌年度も免除を希望される場合は
あらためて雇用保険関係の書類をお持ち
いただき、免除を申請いただくことになります。
ですから、継続希望区分の欄は「しない」に
○を付けてください。

のぞみ：

今回の井上様の場合には、失業等による特例の免除ですので、継続には該当いたしません。継続希望ができる方は、所得審査のみで全額免除または納付猶予の承認を受けた方です。

翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望する方は、この申請書の⑭欄に記載していただきます。そうすると翌年度にあらためて申請を行わなくても継続して申請があったものとして審査できます。

ただ、先ほど申し上げたように今回の井上様の場合は、失業等による特例免除になりますので、申請の際は、毎年退職した日付を確認させていただく必要がございます。

したがって、翌年度も免除を希望される場合はあらためて雇用保険関係の書類をお持ちいただき、免除を申請いただくことになります。ですから、継続希望区分の欄は「しない」に○を付けてください。

免除・納付猶予

免除申請書の記入方法

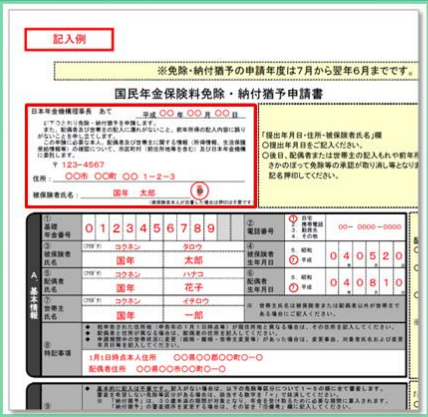
	① 災害発生時 (災害発生後2週間以内)	② 納付手続 (災害発生後2週間以内)	③ 4/30の3年分 (災害発生後1/4年以内)	④ 4年以降 (災害発生後1/4年以内)	⑤ 4/30の3年分 (災害発生後1/4年以内)	⑥ 4/30の3年分 (災害発生後1/4年以内)
申請期間	平成 ○○ 年度分		扶養の世帯の 世帯主の年度分	世帯主 1 あり 2 なし 3 その他 世帯主 1 あり 2 なし 3 その他 世帯主 1 あり 2 なし 3 その他		
⑦ 世帯主所得	世帯主 1 なし 2 あり (37万円以下) 3 あり (37万円超) ⇒ 補正は3年分の世帯主所得 (あり/なし)					
⑧ 特別定額	世帯主 1 あり 平成 年 月 日 ⇒ 雇用継続給付 (あり/なし) 2 天災 3 その他 世帯主 1 なし 平成 年 月 日 ⇒ 雇用継続給付 (あり/なし) 2 天災 3 その他					
⑨ 継続希望	☐ 全世帯主より「継続希望」が継続された場合は、災害発生時より全世帯主での世帯主所得を申請する。審査に必要所得情報等について1年未満の期間に限定します。 ☒ する					
備考	失業後の期間に限り申請 ※ 失業後の期間に限り申請を希望する場合は記入してください。					



講師：

所得審査で全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望する場合は、この申請書の⑭欄であらかじめその旨を記載すると、翌年度（7月～）にあらかじめ申請を行わなくても継続して申請があるものとして審査されます。ただし、⑭継続希望区分欄の「1.（する）」に○印を付けても、審査結果で納付猶予または全額免除に該当しない限り、あらかじめ翌年度以降免除申請が必要となります。また、特例免除によって全額免除または納付猶予に該当した場合も継続審査の対象とはなりません。

免除・納付猶予 免除申請書の記入方法



最後に、申請書の最上段の枠内に「住所・被保険者氏名・本日の日付」をご記入ください。

のぞみ：

最後に、申請書の最上段の枠内に「住所・被保険者氏名・本日の日付」をご記入ください。

免除・納付猶予 免除申請書の記入方法



MC：

井上さんは申請書を記入し終わりました。

免除・納付猶予 免除申請書の記入方法



ありがとうございます。失業による特例免除の申請には退職日を証明する書類を添付していただく必要があります。先ほど拝見した「離職票」をコピーさせていただいてもよろしいでしょうか。

構いませんよ。

のぞみ：

ありがとうございます。失業による特例免除の申請には退職日を証明する書類を添付していただく必要がございます。先ほど拝見した「離職票」をコピーさせていただいてもよろしいでしょうか。

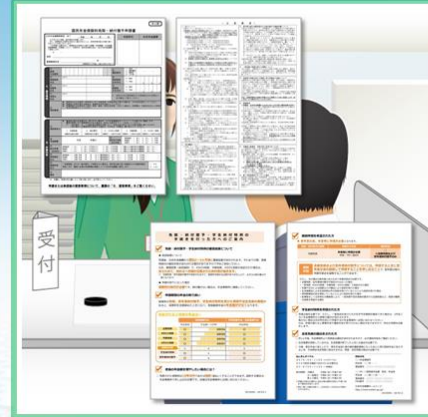
井上：

構いませんよ。

講師：

このように、写しを取る場合は必ず承認を得るようにしてください。

免除・納付猶予 免除申請書の記入方法



・・・では井上様、免除の申請書をお預かりいたしました。こちらが国民年金保険料免除・納付猶予申請書の本人控と受付票になります。免除申請の審査には3か月ほどかかります。日本年金機構が免除の審査を行い、審査結果は後日、日本年金機構から郵送されてきます。本日、国民年金第1号への切り替え手続きも行っていたしましたが、免除の審査結果が届く前に日本年金機構から納付書が郵送されますのでご承知願います。

それは処分してもいいんですね。

のぞみ：

・・・では井上様、免除の申請書をお預かりいたしました。こちらが国民年金保険料免除・納付猶予申請書の本人控と受付票になります。免除申請の審査には3か月ほどかかります。日本年金機構が免除の審査を行い、審査結果は後日、日本年金機構から郵送されてきます。本日、国民年金第1号への切り替え手続きも行っていたしましたが、免除の審査結果が届く前に日本年金機構から納付書が郵送されますのでご承知願います。

井上：

それは処分してもいいんですね。

免除・納付猶予 免除申請書の記入方法

審査によっては免除が認められない場合がございます。その場合は保険料を納付していただく必要がありますので、送られてきた納付書は免除申請の審査結果が届くまで保管をお願いいたします。

わかりました。

のぞみ：

審査によっては免除が認められない場合がございます。その場合は保険料を納付していただく必要がございますので、送られてきた納付書は免除申請の審査結果が届くまで保管をお願いいたします。

井上：

わかりました。

講師：

今回の井上さんのケースでは免除が承認される可能性が高いですが、市町村役所の支所などの窓口では所得の確認ができないこともあります。このため、種別変更により日本年金機構から送られる納付書は、審査結果が到着し免除申請の結果がわかるまで保管するように説明してください。その他留意すべき事項についてはお手続きカード No.16-6（「申請免除・若年者納付猶予制度」）を使用して説明し、免除申請書裏面の注意事項を読むように案内してください。

免除・納付猶予

免除申請の留意事項および 申請後の被保険者の状況変更に伴う届け出

コラム 1

MC:

ここでは、免除申請の留意事項および申請後の被保険者の状況変更に伴う届け出などについて説明しておきます。

免除・納付猶予 免除申請の留意事項

留意事項

- 1 申請後、日本年金機構からおおむね2～3か月後に審査結果が送付される
- 2 申請日後に、申請期間にかかる保険料を納付した場合は、後日還付される

コラム 1

MC :

まず、免除申請についての留意事項です。

1. 申請後、日本年金機構からおおむね2～3か月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合があります。
2. 申請日後に、申請期間にかかる保険料を納付した場合は、後日還付されます。申請後に納付を希望される場合は、年金事務所にご連絡いただきます。

免除・納付猶予 免除申請の留意事項

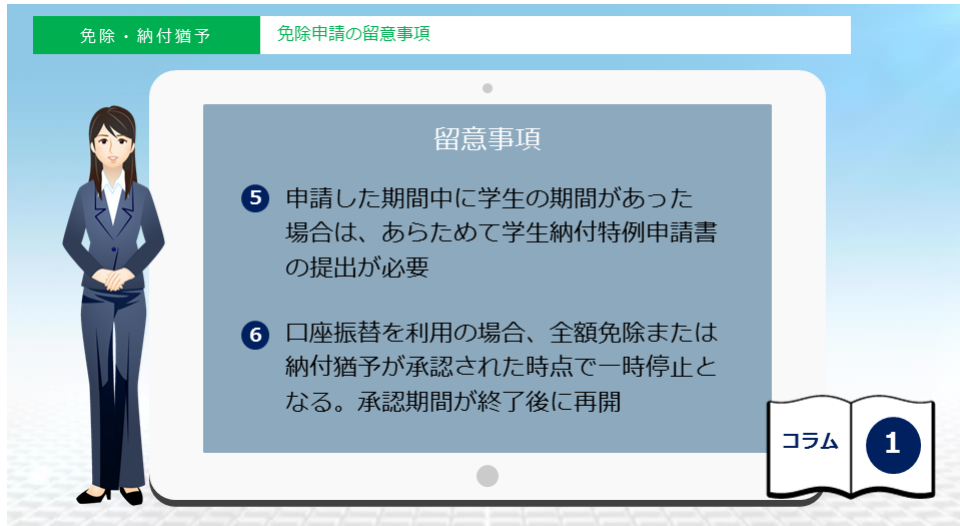
留意事項

- 3 申請が却下となった場合、保険料の納付が必要。納付書がない場合は、年金事務所で再発行できる
- 4 免除等の承認期間中に学生となった場合は、学生納付特例の申請が必要

コラム 1

MC :

3. 申請が却下となった場合は、保険料の納付が必要となります。納付書がない場合は、年金事務所で再発行することができます。
4. 免除等の承認期間中に学生となった場合は、学生納付特例の申請が必要となります。



免除・納付猶予 免除申請の留意事項

留意事項

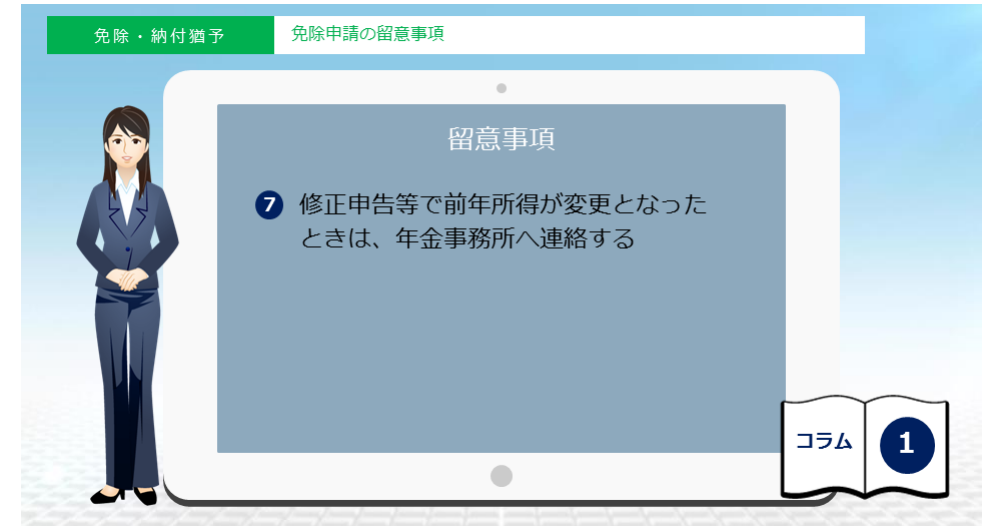
- 5 申請した期間中に学生の期間があった場合は、あらためて学生納付特例申請書の提出が必要です。
- 6 口座振替を利用の場合、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となる。承認期間が終了後に再開

コラム 1

MC :

5. 申請した期間中に学生の期間があった場合は、あらためて学生納付特例申請書の提出が必要です。その場合の学生納付特例の申請については、この申請を受理した日または学生となった日に申請があったものとみなします。

6. 口座振替を利用されている場合、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されます。



免除・納付猶予 免除申請の留意事項

留意事項

- 7 修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所へ連絡する

コラム 1

MC :

7. 修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所に連絡をします。

免除・納付猶予 申請後に配偶者・世帯主等に変更があった場合



申請後に配偶者・世帯主等に変更があった場合

- 1 審査結果（承認・却下通知）が日本年金機構から届く前に変更があった場合
 - a) 結婚や世帯主変更（父母等と同居の開始など）の場合
→連絡は不要
 - b) 離婚や世帯分離（父母等でなく自分や配偶者が世帯主になったなど）の場合
→年金事務所へ連絡

コラム 1

MC :

次に、免除等を申請した後に配偶者もしくは世帯主の変更または前年所得の変更があった場合に、申請者が行う必要がある連絡などについて説明します。

1. 承認、却下通知などの審査結果が日本年金機構から届く前に変更があった場合で、

a) 結婚や世帯主変更（父母等と同居の開始など）の場合は、連絡は不要です。
申請を取り下げるときは年金事務所へ連絡します。

b) 離婚や世帯分離（父母等でなく自分や配偶者が世帯主になったなど）の場合は年金事務所への連絡が必要です。

免除・納付猶予 申請後に配偶者・世帯主等に変更があった場合



申請後に配偶者・世帯主等に変更があった場合

- 2 審査結果が届いた後に離婚や世帯分離があった場合
 - c) 再審査（却下→再審査、一部免除→全額免除、納付猶予→全額免除等）を希望する場合は、再度申請が必要

コラム 1

MC :

2. 審査結果が届いた後に離婚や世帯分離があった場合で、再審査（却下→再審査、一部免除→全部免除、納付猶予→全額免除等）を希望する場合は、再度申請が必要です。免除を希望しなくなったときは取消申請をします。

免除・納付猶予 第1号被保険者でなくなった場合

第1号被保険者でなくなった場合

免除等の承認後に、

- 第2号被保険者（会社員等）や第3号被保険者（会社員等の被扶養配偶者）となった場合
- 第1号被保険者でなくなった場合

→自動的に免除等期間でなくなる

コラム 1

MC：
最後に、第1号被保険者でなくなった場合について説明します。

免除等の承認後に第2号被保険者（会社員等）や第3号被保険者（会社員等の被扶養配偶者）となった場合、または第1号被保険者でなくなった場合、自動的に免除等期間ではなくなります。

ただし、承認期間中に再び第1号被保険者になったときは、免除等の期間に戻すことができます。ご希望の場合は年金事務所までご連絡ください。

免除・納付猶予 追納制度の案内

No.19-1 保険料負担と年金額の関係は？

No.20-1 追納について

「追納」とは？

「追納」は、免除期間中に保険料を納付できなかった期間の保険料を、追納期間中に納付することによって、免除期間中の年金額を増やすことができます。追納期間中は、追納した保険料に一定額が加算されます。追納期間中は、追納した保険料に一定額が加算されます。追納期間中は、追納した保険料に一定額が加算されます。

いくら納めればよいの？

追納期間中に納付する保険料の額は、追納期間中の年金額を増やすことができます。追納期間中は、追納した保険料に一定額が加算されます。追納期間中は、追納した保険料に一定額が加算されます。追納期間中は、追納した保険料に一定額が加算されます。

手続き

追納期間中に納付する保険料の額は、追納期間中の年金額を増やすことができます。追納期間中は、追納した保険料に一定額が加算されます。追納期間中は、追納した保険料に一定額が加算されます。追納期間中は、追納した保険料に一定額が加算されます。

注意

追納期間中に納付する保険料の額は、追納期間中の年金額を増やすことができます。追納期間中は、追納した保険料に一定額が加算されます。追納期間中は、追納した保険料に一定額が加算されます。追納期間中は、追納した保険料に一定額が加算されます。

最後にもう一点だけご案内します。免除を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べて将来受け取る老齢基礎年金の金額が少なくなります。ですが、あとから保険料を納付できる「追納」制度を利用することによって増やすことが可能です。10年以内であれば、免除された期間の保険料をさかのぼって納付することができます。

さかのぼって納付ができるのですか？

はい。そうすることで将来受け取る年金額を増やすことができます。追納保険料は3年度以上さかのぼって保険料を納める場合には当時の保険料に一定額が加算されます。納付できるようになりましたら早めにお手続きいただくことをお勧めいたします。

のぞみ：
最後にもう一点だけご案内します。免除を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べて将来受け取る老齢基礎年金の金額が少なくなります。ですが、あとから保険料を納付できる「追納」制度を利用することによって増やすことが可能です。10年以内であれば、免除された期間の保険料をさかのぼって納付することができます。

井上：
さかのぼって納付ができるのですか？

のぞみ：
はい。そうすることで将来受け取る年金額を増やすことができます。追納保険料は3年度以上さかのぼって保険料を納める場合には当時の保険料に一定額が加算されます。納付できるようになりましたら早めにお手続きいただくことをお勧めいたします。

免除・納付猶予 追納制度の案内

No.19-1 保険料負担と年金額の関係は？

保険料負担と年金額の関係

免除の期間中に年金の受給額が減少する場合があります。

No.20-1 追納について

「追納」とは？

免除の期間中、年金受給が停止し、年金受給額が減少する場合があります。追納により、年金受給額が元に戻ります。

追納の期間中に年金の受給額が減少する場合があります。

注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
- (例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納める必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

平成27年度版 20150401 | A2-01-15

手続き

「国民年金保険料追納の手続き」を年金事務所に行います。

注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
- (例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納める必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

なるほど。将来もらえる年金が減るのは困るから、なるべく追納できるようにします。

追納のご相談やお申し込みは直接年金事務所にお問い合わせください。また、追納についての注意点がこちらに記載してありますのでご確認ください。

わかりました。

井上：

なるほど。将来もらえる年金が減るのは困るから、なるべく追納できるようにします。

のぞみ：

追納のご相談やお申し込みは直接年金事務所にお問い合わせください。また、追納についての注意点がこちらに記載してありますのでご確認ください。

井上：

わかりました。

免除・納付猶予

保険料の追納について

コラム 2

免除・納付猶予 保険料の追納について

保険料の追納について

No.20-1 追納について

✓ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

平成27年度版 20150401 : A2-01-15

コラム 2

MC :

保険料の追納について説明します。全額免除または納付猶予が承認された期間、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、一部保険料が納付済みの場合に限り10年以内であれば申出により、免除された保険料をあとから納めること（追納）ができます。この追納をした期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。ただし、老齢基礎年金を受け取っている方は、追納することはできません。

免除・納付猶予 保険料の追納について

保険料の追納について

✓ いくら納めればいいのか？

	全額免除 5年未満納付猶予 5年未満追納額	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成17年度の月分	14,880円	-	7,440円	-
平成18年度の月分	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円
平成19年度の月分	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円
平成20年度の月分	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円
平成21年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成22年度の月分	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円
平成23年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成24年度の月分	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成26年度の月分	15,230円	11,440円	7,630円	3,810円

追納加算額はあり
ません

コラム 2

MC :

また、免除等を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、追納保険料は、追納が承認された期間のうち先に経過した月、つまり古い月分から納付することとなります。

免除・納付猶予

一部免除の承認を受けた期間

コラム

3

免除・納付猶予

一部免除の承認を受けた期間

一部免除の承認を受けた期間

No.16-6 申請書 一部免除の承認申請書

申請書 No.16-6

■ 承認された場合の注意点

審査の結果（承認通知）、4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認された場合は、**あらためて、納めるべき額が記載された納付書が届きます。**

なお、継続申請を希望していた場合であっても一部免除で承認されたときは継続申請が無効となります（来年度も免除を希望される場合は申請手続きが必要です）。

申請書 No.16-6

申請書 No.16-6

コラム

3

講師：

本ケースで、仮に「全額免除」ではなく「一部免除」が認められた場合、一部納付すべき保険料を納付するための納付書が、免除申請の審査結果の後に日本年金機構から新たに送られてきます。これを納付しないと未納期間となり、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けられなくなる場合がありますので、納め忘れのないよう説明してください。

免除・納付猶予



MC :

免除申請について、失業等に伴う特例免除申請のケースをみてきましたが、いかがでしたか？免除や納付猶予は市町村の窓口で取り扱うことが多い手続きだと思いますが、申請を受け付けるだけではなく、年金額への影響や追納についてなど、申請者に知っておいていただくべきことをしっかりと説明することも大切です。

免除・納付猶予

ケーススタディー

『申請免除の遡及申請の手続き』

チャプタータイトル ♪～

免除・納付猶予

【学習目標】

- * 過去にさかのぼって免除申請を行う場合の、免除制度の種類、申請可能な期間、所得等の要件について理解する
- * 免除対象期間に関する来訪者への聞き取りや情報整理の仕方を習得する

講師 工藤悠真

ナビゲーター 永年美結

MC :

次に、2つ目のケーススタディーでの学習目標は何ですか？

講師 :

はい。2つ目のケーススタディーでは、過去の未納期間についてさかのぼって免除を申請するというケースをみていきます。

このケースでは特に、免除制度の種類、申請可能な期間、所得等の要件についての理解が必要です。申請書を受け取る前の来訪者への聞き取りや相談中の情報整理がたいへん重要です。

MC :

わかりました。では、早速ケーススタディーをみていきましょう。

免除・納付猶予



相談者のプロフィール

氏名：山田 真一（やまだ しんいち）

年齢：35歳

来訪理由：数年間国民年金保険料を支払って
いなかったが、年金事務所から役場で
免除の相談をするように言われ来訪
した。

家族：本人、妻、長男

MC：

このケースは、ケース1とはまったく違うケースです。ケース登場人物の状況から確認します。

窓口担当者は国保年金課の柳原さんです。平成27年9月10日午後、30代くらいの男性が国保年金課の窓口を訪れました。

免除・納付猶予

保険料免除制度の説明



こんにちは。年金に関するご用件でしょうか。



私と妻の分の国民年金の保険料をお金がないからずっと支払っていなかったら、年金事務所から、今日はもってこなかったけど、保険料の支払を督促する文書が来て、中を見たらこれ以上保険料を滞納した場合、督促とか財産差し押さえとか書いてあったので、驚いて年金事務所に電話したら、役場に行って、はやく国民年金保険料の免除の相談をした方がいいと言われたから急いで来たんだけど・・・差し押さえるってどういうことですか？年金って老後のことでしょ、ずっと先のことだし、年金は納めても、納めなくてもいいのではないですか。それに保険料の免除って初めて聞いたけど、それって納めないことと一緒になんじゃないんですか。免除の手続きとか面倒に思うんですけど！

のぞみ：

こんにちは。年金に関するご用件でしょうか。

山田：

私と妻の分の国民年金の保険料をお金がないからずっと支払っていなかったら、年金事務所から、今日はもってこなかったけど、保険料の支払を督促する文書が来て、中を見たらこれ以上保険料を滞納した場合、督促とか財産差し押さえとか書いてあったので、驚いて年金事務所に電話したら、役場に行って、はやく国民年金保険料の免除の相談をした方がいいと言われたから急いで来たんだけど・・・差し押さえるってどういうことですか？年金って老後のことでしょ、ずっと先のことだし、年金は納めても、納めなくてもいいのではないですか。それに保険料の免除って初めて聞いたけど、それって納めないことと一緒になんじゃないんですか。免除の手続きとか面倒に思うんですけど！

免除・納付猶予

保険料免除制度の説明

本日はわざわざお越しいただき、たいへんありがとうございます。国民年金の保険料の免除についてご説明させていただきたいのですが、本日お時間はございますか。

今日はそのために来たから時間は大丈夫だけど、手短かにしてくださいね。

かしこまりました。まず、年金の制度についてご説明します。日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は全員、国民年金に加入して、保険料を納めなければならないと法律で決められています。

工場で働いていたときは給料から健康保険やいろいろな引かれていたみたいだけど。

のぞみ：

本日はわざわざお越しいただき、たいへんありがとうございます。国民年金の保険料の免除についてご説明させていただきたいのですが、本日お時間はございますか。

山田：

今日はそのために来たから時間は大丈夫だけど、手短にしてくださいね。

のぞみ：

かしこまりました。まず、年金の制度についてご説明します。日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は全員、国民年金に加入して、保険料を納めなければならないと法律で決められています。

山田：

工場で働いていたときは給料から健康保険やいろいろ引かれていたみたいだ
けど。

[illegible]

のぞみ：

では、以前はお勤めをされていたのですね、そのときにお給料から引かれていたのは厚生年金保険料です。こちらに書いてありますように「会社員」なら厚生年金、「公務員」なら共済組合に加入することになります。厚生年金では会社を通じて手続きを行い、保険料も会社が天引きして納めることになります。会社をやめた場合は、ご本人がお住まいの市町村の窓口で国民年金の加入手続きを行い、ご自身で保険料を納めることになります。

免除・納付猶予

保険料免除制度の説明



国民年金の保険料・納付期限・納付方法などはこちらのとおりでございます。



なるほど。

国民年金保険料と納め方

国民年金保険料の収め方は、日本年金機構（年金事務所）が行っています。

☒

第1号被保険者と任意加入被保険者の保険料

① 保険料
支払期日

平成27年度の保険料（平成27年4月～平成28年3月）
一般納付者：月額 15,590円 任意加入者：月額 400円

- 国民年金（基礎年金）は定額納付制です。つまり、納金金額が一定となります。
- 任意加入者も同じように定額納付します。
- 国民年金事務所の収入金は、国民年金に納められます。

☒

保険料はいつまでに納めますか

② 納付期限
支払期日

納付期限は、「納付対象月の翌月末日」までの1か月以内です。

保険料を滞りなく納めること、納付しきれない場合はお支払いを中止し、その一時的な滞りが続いたときは滞り解消まで、一度の滞りがなくなるときの滞り解消年金がかかります。

☒

保険料の納め方

③ 納付方法
支払期日

口座振替	金融機関、郵便局、コンビニ等の窓口で現金	クレジットカードで納付	電子納付（ペイジー）
------	----------------------	-------------	------------

※ 国民年金法および年金事務所の協賛により、国民年金保険料を納めることができます。

☒

やりくり上手な納め方

④ 納付方法
支払期日

- 納付を早めるには「前払」という納付方法があります。
- クレジットカードや口座振替などによる滞りがない限り、滞りません。
- クレジットカードや口座振替による滞りがある場合は、滞り解消のため、2年納付、1年滞り超過より6ヵ月納付の上増分が2月後、6ヵ月納付の下増分が1年後とになります。

※ 滞り解消年金

2016/03/01 14:25:16

のぞみ：

国民年金の保険料・納付期限・納付方法などはこちらのとおりでございます。

山田：

なるほど。

免除・納付猶予

保険料免除制度の説明



第1号被保険者

20歳以上 60歳未満の国民年金
者、学生、無職の人

■加入手続き
■加入手続書
■保険料
■国民年金保険料を納めます。

国民年金保険料が支払われます。

第2号被保険者

会社員・公務員など厚生年金保険
者や共済組合に加入している人

■加入手続書
■国民年金保険料を納めず
■国民年金保険料を納めず
■国民年金保険料を納めず

国民年金保険料が支払われます。

第3号被保険者

厚生年金保険や共済組合の加入
者に含まれていない被保険者20
歳以上65歳未満の人

■加入手続書
■国民年金保険料を納めず
■国民年金保険料を納めず
■国民年金保険料を納めず

国民年金保険料が支払われます。

(注) 65歳以上70歳未満、国民年金の被保険者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当します。そのため、その期間中は国民年金保険料を納付しなくても構いません。

「今も「若衆」も「若衆」も、国民年金は一生のリスクの備えです。」

今の「まさか」に

障害基礎年金

病気やけがなどで障がい
者になった際に受け取る
年金。

将来の「まさか」に

老後の「安心」に

遺族基礎年金

一家の養い手などがなっ
た際に、家族子どもが
受け取る年金。

老後の「安心」に

老齢基礎年金

65歳になったら生活費
の一部として受け取る
年金。

希望すれば加入できる人 ※ただし、加入は申し出たときからになります。

つぎの①～④のいずれかに該当する人は、希望すれば国民年金に任意加入することができます。

- ① 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する者
- ② 60歳未満の老齢（遺族）年金受給権者
- ③ 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない人（年金記録を調査し、訂正された人）
- ④ 昭和40年4月1日現在生まれで、国民年金の点に於いて老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人（65歳以上70歳未満で老齢基礎年金の受

加入手続書

お住まいの市区町村窓口までお持ちください
※ただし、①のうち、すでに海外に居住している人は、国内の使者が有期・無期の手続き完了が完了するまでお持ちください。

保険料

国民年金は、20歳から60歳までに加入することになります。その間には、失業などの理由で保険料を納めることが経済的に難しくなるときもありますので、そのまゝ保険料を滞納してしまうと、歳をとったときも障害や死亡といったときにも、年金が受け取れなくなってしまう。

収入が少なくても保険料を納めるのがたいへんなときでも、そのようなリスクに備えられるよう保険料を免除する制度がございます。

のぞみ：

保険料をきちんと納めていただくことにより、老後に支給される年金だけではなく、万が一の病気やケガなどで障害を負ってしまったときや死亡といったものときに備えることができます。国民年金は、20歳から60歳までに加入することになります。その間には、失業などの理由で保険料を納めることが経済的に難しくなるときもありますので、そのまま保険料を滞納してしまうと、歳をとったときも障害や死亡といったときにも、年金が受け取れなくなってしまいます。収入が少なくても保険料を納めるのがたいへんなときでも、そのようなリスクに備えられるよう保険料を免除する制度がございます。

免除・納付猶予 保険料免除制度の説明



年金事務所も免除って言ってたけど。その免除ってどんな制度なの？保険料を納めないこととどう違うんですか？

では、免除制度の概要を説明いたします。

山田：
年金事務所も免除って言ってたけど。その免除ってどんな制度なの？保険料を納めないこととどう違うんですか？

のぞみ：
では、免除制度の概要を説明いたします。

免除・納付猶予 保険料免除制度の説明



お客様のような国民年金の第1号被保険者の方は、経済的な理由などで保険料を納めることが難しくなってしまったときに、保険料が免除される制度を利用できます。

なるほど。

のぞみ：
お客様のような国民年金の第1号被保険者の方は、経済的な理由などで保険料を納めることが難しくなってしまったときに、保険料が免除される制度を利用できます。

山田：
なるほど。

免除・納付猶予 保険料免除制度の説明

No.16-3 申請免除 若年者納付猶予制度

※ 審査基準

※ 審査基準の対象および基準額は、令和5年度となります。

所得の割合の対象となる方	免除・納付猶予の種類	基準所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	若年者納付猶予 [※]	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

※ 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事項に基づいて審査します。世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。

※ 生活保護法における生活保護以外の扶助を受けている方

※ 地方税法に規定する償還型または贈与型の前年所得が125万円以下の方

※ 災害により、所得減損が著しく、または所得の減少が著しく、所得の額が2分の1以上である

※ 所得の申告を行っていない方で、所得の申告の状況により、免除の対象となる場合があります。

※ 30歳未満（学生を除く）で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に申請が決定します。

免除を受けるためには通常、ご本人、配偶者、世帯主の方の前年の所得の審査が必要になります。

収入が少ないってことだけで免除を申請できるんだね。知らなかったよ。

のぞみ：

免除を受けるためには通常、ご本人、配偶者、世帯主の方の前年の所得の審査が必要になります。

山田：

収入が少ないってことだけで免除を申請できるんだね。知らなかったよ。

免除・納付猶予 保険料免除制度の説明

保険料を納めることが困難な場合は、所得によって「全額免除」か「一部免除」があります。

免除制度の手続きをすると

免除の種類	所得	免除期間中に納める保険料（円）
全額免除	57万円	0円
4分の3免除	93万円	3,900円
半額免除	141万円	7,800円
4分の1免除	189万円	11,690円

免除されると将来の年金は—

受給資格	年金額への反映	将来基礎年金・国民基礎年金
全額免除	○	8分の4
4分の3免除	○	8分の5
半額免除	○	8分の6
4分の1免除	○	8分の7
学生納付特例	×	×
若年者納付猶予	○	×

※ 免除申請は年度毎の手続きが必要です。

※ 免除が承認された期間は、この表のように取り扱われます。保険料を納付した場合と比較して、免除の種類によって将来受け取れる老齢基礎年金が減ります。ただし、免除を利用することによって障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れる資格が得られるようになる場合もあります。

そんなにしっかりした制度なら、正直、「払えないからいいや」とほっとかないで、もっと早く相談すればよかった。

のぞみ：

免除が承認された期間は、この表のように取り扱われます。保険料を納付した場合と比較して、免除の種類によって将来受け取れる老齢基礎年金が減ります。ただし、免除を利用することによって障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れる資格が得られるようになる場合もあります。

山田：

そんなにしっかりした制度なら、正直、「払えないからいいや」とほっとかないで、もっと早く相談すればよかった。

免除・納付猶予
保険料免除制度の説明



免除される将来の年金は—

受給資格	年金額への反映	受給資格	年金額への反映
全額免除	8分の4	全額免除	8分の4
4分の3免除	8分の5	4分の3免除	8分の5
半額免除	8分の6	半額免除	8分の6
4分の1免除	8分の7	4分の1免除	8分の7
保険料未納	×	保険料未納	×
学生納付特例	×	学生納付特例	×
国民年金納付猶予	×	国民年金納付猶予	×

① ご注意ください！
※免除申請は年金受給の申請と同時に、必要に応じて保険料を納付しないと「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ったりします。

平成27年度版 20150401・A2-Q3-7

未納の場合は、「年金を受け取るために必要な期間」の計算から除かれ年金額にも反映されませんが、免除を受けた期間は、「年金を受け取るために必要な期間」に入れることができ年金額にも反映します。これは、国民年金の財源に税金が入っていることによるもので、例えば全額免除となった期間であれば、保険料を全額納めた場合の2分の1として年金額に反映します。

免除って、その分の年金が受け取れないものだと思っていたけど、年金は税金からも支払われるんだ。保険料が納められないときは、めんどくさがらずに、免除したほうがいいんだね。

のぞみ：

未納の場合は、「年金を受け取るために必要な期間」の計算から除かれ年金額にも反映されませんが、免除を受けた期間は、「年金を受け取るために必要な期間」に入れることができ年金額にも反映します。これは、国民年金の財源に税金が入っていることによるもので、例えば全額免除となった期間であれば、保険料を全額納めた場合の2分の1として年金額に反映します。

山田：

免除って、その分の年金が受け取れないものだと思っていたけど、年金は税金からも支払われるんだ。保険料が納められないときは、めんどくさがらずに、免除したほうがいいんだね。

免除・納付猶予
保険料免除制度の説明



受付

保険料の未納期間があると年金が受け取れなくなったり、受け取れる額が少なくなったりしますので、やむを得ず納められない場合はきちんと免除の手続きをして未納のままにせずにご相談いただくことが大切なんです。ところで、お客様はこれまで厚生年金に加入して保険料を納められていたとお聞きしましたが・・・

そうだね。

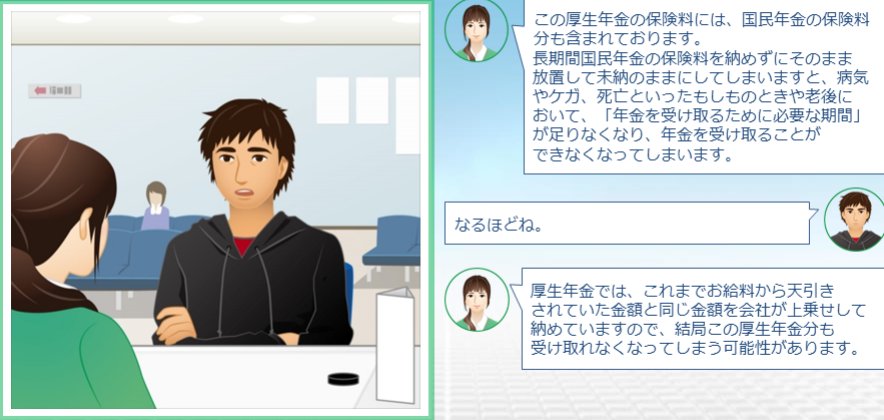
のぞみ：

保険料の未納期間があると年金が受け取れなくなったり、受け取れる額が少なくなったりしますので、やむを得ず納められない場合はきちんと免除の手続きをして未納のままにせずにご相談いただくことが大切なんです。ところで、お客様はこれまで厚生年金に加入して保険料を納められていたとお聞きしましたが・・・

山田：

そうだね。

免除・納付猶予 保険料免除制度の説明



この厚生年金の保険料には、国民年金の保険料分も含まれております。長期間国民年金の保険料を納めずにそのまま放置して未納のままにしていると、病気やケガ、死亡といったもしものときや老後において、「年金を受け取るために必要な期間」が足りなくなり、年金を受け取ることができなくなってしまいます。

なるほどね。

厚生年金では、これまでお給料から天引きされていた金額と同じ金額を会社が上乗せして納めていますので、結局この厚生年金分も受け取れなくなってしまう可能性があります。

のぞみ：

この厚生年金の保険料には、国民年金の保険料分も含まれております。長期間国民年金の保険料を納めずにそのまま放置して未納のままにしていると、病気やケガ、死亡といったもしものときや老後において、「年金を受け取るために必要な期間」が足りなくなり、年金を受け取ることができなくなってしまいます。

山田：

なるほどね。

のぞみ：

厚生年金では、これまでお給料から天引きされていた金額と同じ金額を会社が上乗せして納めていますので、結局この厚生年金分も受け取れなくなってしまう可能性があります。

免除・納付猶予 保険料免除制度の説明



保険料を納めないと年金がもらえないかもしれないのか・・・そうすると、今まで工場で働いていたときに納めた厚生年金保険料が無駄になってしまうんだ。

山田：

保険料を納めないと年金がもらえないかもしれないのか・・・そうすると、今まで工場で働いていたときに納めた厚生年金保険料が無駄になってしまうんだ。

MC：

国民年金保険料の免除制度については、制度の存在すら知らない方、また、制度はご存知でもどんな条件で免除を受けられるか知らない方や手続きが面倒で窓口にお越しにならない方がいるなど、まだ十分に理解されていません。市町村の国民年金担当者のみなさまは、「種別変更（喪失と取得）」時や本ケースのような保険料未納の相談時には、年金制度の重要性とともに免除制度の意義について来訪者に理解していただけるよう、しっかり説明してください。

もちろん国民年金保険料は納付していただくことが前提で、最初に「免除」ありきというわけではないですが、被保険者の方、つまり地域の住民の方が障害・死亡のリスクに備えられていない状況となることは防がなければなりません。来訪者への対応・相談の中で経済的に納付が厳しいと考えられるケースに遭遇した際は、未納によりカバーできない住民の方のリスクを的確に説明し、免除制度の利用を勧奨するよう心掛けてください。

免除・納付猶予 保険料免除制度の説明



保険料についてご理解いただきありがとうございます。今日これから免除のお手続きをされますか。

そうだね。そうします。とりあえず私の分を申し込みます。

奥様の分はよろしいですか？

妻の分は本人に聞いてみてからでもいいですか。今日のところは妻の分の申込書はもらって帰ります。今日、聞いた内容を私から話してみますよ。

のぞみ：

保険料についてご理解いただきありがとうございます。今日これから免除のお手続きをされますか。

山田：

そうだね。そうします。とりあえず私の分を申し込みます。

のぞみ：

奥様の分はよろしいですか？

山田：

妻の分は本人に聞いてみてからでもいいですか。今日のところは妻の分の申込書はもらって帰ります。今日、聞いた内容を私から話してみますよ。

免除・納付猶予 保険料免除制度の説明



では、最初にお客様のご本人確認をさせていただきます。本日免許証などご本人であることを証明するものと「年金手帳」など基礎年金番号がわかるものはお持ちでいらっしゃいますか？

免許証ならもってきています。年金手帳もありますよ。

のぞみ：

では、最初にお客様のご本人確認をさせていただきます。本日免許証などご本人であることを証明するものと「年金手帳」など基礎年金番号がわかるものはお持ちでいらっしゃいますか？

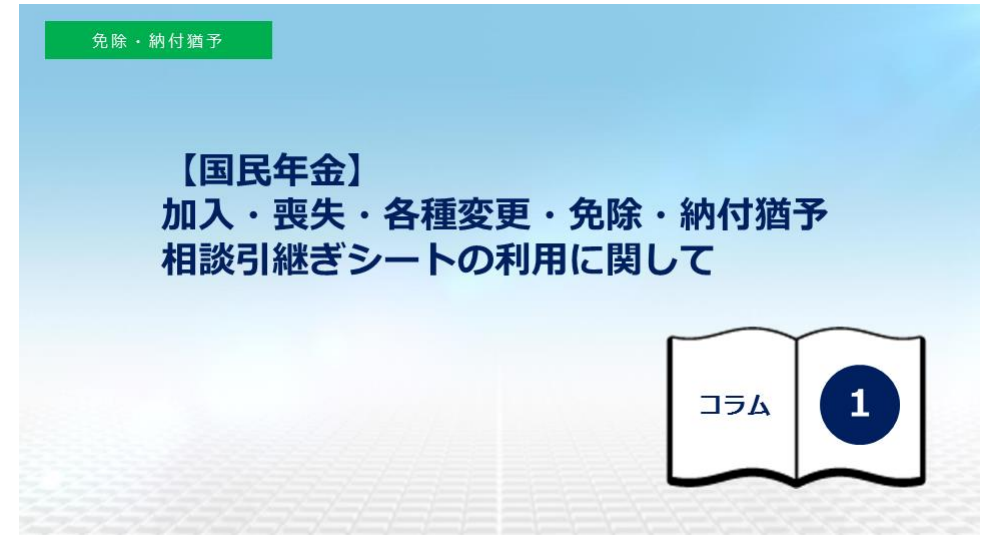
山田：

免許証ならもってきています。年金手帳もありますよ。



MC :

この方の本人確認書類から、お名前は「山田 真一」様、生年月日は「昭和55年8月10日」、基礎年金番号は「1234-567890」、退職日は「平成21年12月31日」ということが確認できました。確認した内容は書き留めておき、このあと年金事務所に記録照会するための準備をしてください。



免除・納付猶予 相談引継ぎシートの利用に関して

相談引継ぎシートの利用

- 1 年金事務所等への引き継ぐときのため
- 2 本人に同じ説明を何度も繰り返さないため
- 3 相談内容の記録・保管のため

コラム 1

MC :

「加入・喪失・各種変更・免除・納付猶予 相談引継ぎシート」について説明します。こちらは市町村役場の窓口で相談・手続きが完結せず年金事務所等へ引き継ぐ場合の用紙です。このシートは、このような制度説明をした後に、転居先の市町村で手続きをしたいということがわかった場合、ご本人に同じ説明を何度も繰り返さないようにするための引き継ぎ書として作成します。

もちろん、その市町村で手続きが完了する場合でも、ご相談の際に何を説明したかを記録・保管するためのものとしても活用することが可能です。

免除・納付猶予 保険料免除制度の説明

ありがとうございます。ご本人確認ができました。免許証と年金手帳をお返しします。山田様の納付記録・未納状況を確認するために年金事務所に照会いたしますので少々お待ちください。

・・・年金事務所への照会により確認できました加入記録によると、平成22年1月から国民年金保険料が納められていませんね。厚生年金保険料は約7年間納められています。

あぁ、もう6年近く前になるんだ。工場をリストラされてから納めてないからなあ。厚生年金はそれだけ納めていたんだ。未納を続けて年金をもらえなくなったら、本当にもったいないな。

のぞみ :

ありがとうございます。ご本人確認ができました。免許証と年金手帳をお返しします。山田様の納付記録・未納状況を確認するために年金事務所に照会いたしますので少々お待ちください。

・・・年金事務所への照会により確認できました加入記録によると、平成22年1月から国民年金保険料が納められていませんね。厚生年金保険料は約7年間納められています。

山田 :

あぁ、もう6年近く前になるんだ。工場をリストラされてから納めてないからなあ。厚生年金はそれだけ納めていたんだ。未納を続けて年金をもらえなくなったら、本当にもったいないな。

免除・納付猶予
保険料免除制度の説明





講師：

免除制度については、相談の最初に概要版を使用して概略を説明しましたが、詳細な説明をするためにお手続きカード No.16を利用して説明してください。

免除・納付猶予
保険料免除制度の説明





今月から2年1か月前までの保険料をまだ納付できる期間について、さかのぼって免除を申請できます。つまり、本日山田様が免除の申請をする場合、平成25年8月分までさかのぼって申請が可能です。
また、7月から翌年6月までの1年が免除における年度のサイクルとなりますので、来年、平成28年6月までの免除申請ができます。



今月からさかのぼって2年1か月と来年6月分まで免除してもらえるのか。助かるな。でも、2年1か月より前は？

のぞみ：

今月から2年1か月前までの、保険料をまだ納付できる期間について、さかのぼって免除を申請できます。つまり、本日山田様が免除の申請をする場合、平成25年8月分までさかのぼって申請が可能です。また、7月から翌年6月までの1年が免除における年度のサイクルとなりますので、来年、平成28年6月までの免除申請ができます。

山田：

今月からさかのぼって2年1か月と来年6月分まで免除してもらえるのか。助かるな。でも、2年1か月より前は？

免除・納付猶予 保険料免除制度の説明



国民年金保険料を納付できるのは法律で納付期限から2年となっております。それより前の期間は時効により、保険料を納めていただくことも国が受け取ることもできないので、免除ができる期間もその期間に合わせているのです。

時効ね。なるほど。

免除申請には所得審査がありまして、ご本人と保険料の連帯納付義務者である配偶者・世帯主のそれぞれの方の前年の所得が、一定額以下であることなどが確認されて初めて承認されます。申請いただいても必ず免除が承認されるとは限りませんので、この点はご了承ください。

のぞみ：

国民年金保険料を納付できるのは法律で納付期限から2年となっております。それより前の期間は時効により、保険料を納めていただくことも国が受け取ることできないので、免除ができる期間もその期間に合わせているのです。

山田：

時効ね。なるほど。

のぞみ：

免除申請には所得審査がありまして、ご本人と保険料の連帯納付義務者である配偶者・世帯主のそれぞれの方の前年の所得が、一定額以下であることなどが確認されて初めて承認されます。申請いただいても必ず免除が承認されるとは限りませんので、この点はご了承ください。

免除・納付猶予 保険料免除制度の説明

No.16-3 申請免除 者納付猶予制度

審査基準

■ 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	若年者納付猶予 [※]	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円

※ 若年者納付猶予は、本人および配偶者の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同額）の場合に申請できます。

どのくらいの所得が免除基準となるのかな。

こちらにありますように、免除の種類によって基準があります。例えば、夫婦の片方だけに給与収入がある2人世帯の場合だと、前年の所得が92万円以下のときに全額免除となります。それよりも所得が多い場合でも、半額免除など保険料の一部が免除される可能性がございます。なお、免除の審査は日本年金機構が行っておりますので、こちらの窓口では申請書をお預かりするだけになります。

なるほど。

山田：

どのくらいの所得が免除基準となるのかな。

のぞみ：

こちらにありますように、免除の種類によって基準があります。例えば、夫婦の片方だけに給与収入がある2人世帯の場合だと、前年の所得が92万円以下のときに全額免除となります。それよりも所得が多い場合でも、半額免除など保険料の一部が免除される可能性がございます。なお、免除の審査は日本年金機構が行っておりますので、こちらの窓口では申請書をお預かりするだけになります。

山田：

なるほど。

免除・納付猶予 免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

MC:

のぞみさんは「【国民年金】免除・納付猶予・学特 情報整理シート」を取り出しました。このシートは、複数年度の免除を申請するために、相談者へ聞き取りながら保険料の納付状況や連帯納付義務者について必要な情報を記入、整理できるようにするための補助ツールです。

本人および配偶者の住所地の異動や失業等の特例利用の有無、全額免除や学特など年度ごとに申請する免除の種類を記入します。「納付状況」欄は申請者本人の国民年金保険料の納付状況を記載し、「本人」「配偶者」「世帯主」の欄は、住所地や失業特例の利用など、複数年度の申請に必要な情報がはっきりとわかるように整理してください。それでは、今回は具体的な記入例をこの情報整理シートにあわせてお示しします。

免除・納付猶予 免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

それでは、これから山田様の免除申請書に記載いただく内容や添付書類を整理させていただきます。いくつかお訊ねしたいことがございますので、ご協力をお願いいたします。

わかりました。

先ほど年金事務所へ山田様の記録を照会した際確認できましたように、平成22年1月から平成27年7月まで未納となっています。このうちさかのぼって免除申請が可能なのは、2年1か月前の平成25年8月分までとなります。平成25年7月よりは免除申請の対象になりませんのでご了承ください。

のぞみ：

それでは、これから山田様の免除申請書に記載いただく内容や添付書類を整理させていただきます。いくつかお訊ねしたいことがございますので、ご協力をお願いいたします。

山田：

わかりました。

のぞみ：

先ほど年金事務所へ山田様の記録を照会した際確認できましたように、平成22年1月から平成27年7月まで未納となっています。このうちさかのぼって免除申請が可能なのは、2年1か月前の平成25年8月分までとなります。平成25年7月よりは免除申請の対象になりませんのでご了承ください。

免除・納付猶予

免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

MC:

さかのぼって免除申請が可能な25年8月に○印を付け、さかのぼって免除申請が行えない25年7月以前の期間については、「納付状況」欄に斜線を引いて、免除の対象外であることがわかるようにします。

免除・納付猶予

免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

MC:

25年8月の「納付状況」欄に「未納」と記入し、25年度期間の右端まで矢印を引きます。26年度期間はすべて、27年度期間は「27年7月」のみ、同様に未納とわかるように記入します。

免除・納付猶予

免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

のぞみ：

続きまして、免除申請が認められる平成25年8月以降の山田様のご住所および世帯の状況を確認させていただきたいので、教えていただけますでしょうか。

山田：

はい。

のぞみ：

平成25年8月から26年6月までの間、世帯主は山田様ご自身でしたか。そのときは奥様とは同居されていましたが。平成26年7月から本日まで同じ状況でしたか？

山田：

はい、世帯主は私で妻と子どもと一緒に住んでいます。当時から今まで特に変わってないですよ。

免除・納付猶予

免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

のぞみ：

承知いたしました。それから、山田様は当町（B 町）にはいつからお住まいですか。

山田：

はい、先月（平成27年8月）、A 市から引越してきましたんですよ。

のぞみ：

そうなんです。では、それ以前はずっとA市にお住まいだったのですか。

山田：

はい、そうです。

のぞみ：

承知いたしました。それから、山田様は当町（B 町）にはいつからお住まいですか。

山田：

はい、先月（平成27年8月）、A 市から引越してきましたんですよ。

のぞみ：

そうなんです。では、それ以前はずっと A 市にお住まいだったのですか。

山田：

はい、そうです。

免除・納付猶予

免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

免除・近年滞り続けず、学生の持付内容を確認願う

平成27年度期間（平成27年7月～平成28年6月）

学年 第○学期	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
納付状況	B町											
本人												
配偶者												
世帯主												

A市

免除（全部） 平成26年度期間（平成26年7月～平成27年6月）

学年 第○学期	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
納付状況	C市											
本人												
配偶者												
世帯主												

免除（全部） 平成25年度期間（平成25年7月～平成26年6月）

学年 第○学期	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
納付状況	D市											
本人												
配偶者												
世帯主												

免除（全部） 平成24年度期間（平成24年7月～平成25年6月）

学年 第○学期	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
納付状況	E市											
本人												
配偶者												
世帯主												

MC:

のぞみさんはまず、情報整理シートの27年8月の「本人欄」に「転居」と記入します。転居以前はA市、以降はB町に居住していることがわかるように矢印などを使って記入してください。特に、25年1月、26年1月及び27年1月時点の住所地がわかるように書いてください。

免除・納付猶予

免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

[illegible]

講師：

のぞみさんが、転居時期と各申請年度の直前の1月1日時点の住所地を確認したのは、このあと山田さんに記入していただく申請書の「⑧特記事項」欄に、申請時点と税申告をした住所地が異なる場合、当該住所の記入が必要となるためです。

免除・納付猶予

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

コラム

2

免除・納付猶予

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

申請書の注意事項

氏名	国年 一郎	あなづきに記入してください。
⑧ 特記事項	1月1日時点本人住所 ○○県○○部○○町○-○ 配偶者住所 ○○県○○市○○町○-○	

① 申請する年度分の直前の1月1日
時点の住所と申請時点の住所が違う
場合は、その**1月1日時点の住所を
必ず記入**

コラム

2

講師：

「⑧特記事項」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。

- ① 所得の状況を確認する必要がある方が、申請する年度の直前の1月1日時点の住所と申請時点の住所が違う場合は、その1月1日時点の住所を必ず記入してください。

免除・納付猶予 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

申請書の注意事項

氏名 国年 一部

特記事項

1月1日時点本人住所 ○○県○○郡○○町○-○
配偶者住所 ○○県○○市○○町○-○

②配偶者と別居中の場合は、**配偶者の住所を記入**
③配偶者および世帯主の有無に変更があった場合は、変更事由、対象者氏名、変更があった年月日を必ず記入

コラム 2

講師：

- ② 配偶者と別居中の場合は、配偶者の住所を必ず記入してください。
- ③ 申請する対象期間中に結婚、離婚や世帯主変更など世帯状況に変更があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更があった年月日を必ず記入してください。

免除・納付猶予 免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

免除（全額） 平成27年度期間（平成27年7月～平成28年6月）
7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6
国民 平成26年中所得（※）により審査します
所得 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6
納付状況 未納 A市 転居 B市
本人
配偶者
世帯主

免除（全額） 平成26年度期間（平成26年7月～平成27年6月）
7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6
国民 平成25年中所得（※）により審査します
所得 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6
納付状況 未納 A市 A市
本人
配偶者
世帯主

免除（全額） 平成25年度期間（平成25年7月～平成26年6月）
7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6
国民 平成24年中所得（※）により審査します
所得 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6
納付状況 未納 A市 A市
本人
配偶者
世帯主

MC：

年度ごとに、それぞれの所得情報がある住所地を記入します。25年度期間は、24年中所得により審査を行います。25年1月1日時点の住所地にて所得情報を確認しますので、25年7月の「本人」欄に、25年1月1日時点の住所地である「A市」と記入してください。同じく、26年度期間と27年度期間についても「本人」欄の7月部分に「A市」と記入します。

免除・納付猶予

免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

免除（全額） 平成27年度期間（平成27年7月～平成28年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

初年 半額 平成26年中所得（※）により審査します

納付状況 未納 本人 A市 配偶者 A市 世帯主 A市

免除（全額） 平成26年度期間（平成26年7月～平成27年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

初年 半額 平成25年中所得（※）により審査します

納付状況 未納 本人 A市 配偶者 A市 世帯主 A市

免除（全額） 平成25年度期間（平成25年7月～平成26年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

初年 半額 平成24年中所得（※）により審査します

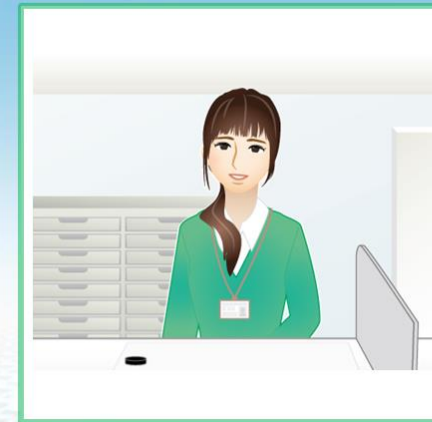
納付状況 未納 本人 A市 配偶者 A市 世帯主 A市

MC:

「配偶者」欄についても、本人と同様に所得情報が得られる住所地を記入します。ただし、失業等の特例を利用する場合は、その旨を記入してください。免除の申請期間中に別居している期間がある場合には、その住所地を「配偶者」欄に記入します。「世帯主」欄も同様の取扱いとなりますが、今回は世帯主が山田さん本人ですので記入の必要はありません。

免除・納付猶予

免除対象期間に関する聴き取りと情報整理



山田様の世帯の状況などの情報が整理できました。ご協力ありがとうございました。それでは申請書の記入方法や注意点などをご説明いたします。

のぞみ:

山田様の世帯の状況などの情報が整理できました。ご協力ありがとうございました。それでは申請書の記入方法や注意点などをご説明いたします。

免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明



MC :

申請書の記入の際は、記入もれがないようにご案内してください。のぞみさんが記入方法の説明を行います。一部「ケース1」と重複する部分もありますが再度説明していきます。

免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明



まず、こちらの平成25年度期間の申請書を記入しましょう。平成25年8月から平成26年6月までの分です。
申請者ご自身である山田様の「基礎年金番号」・「氏名」・「生年月日」・「電話番号」をこちらにご記入ください。次に、配偶者である奥様の「氏名」・「生年月日」を続けてご記入ください。

書きました。



「⑧特記事項」欄ですが、平成25年1月1日の住所と申請時点である現在の住所は異なりますね。

平成25年1月1日はA市だね。

のぞみ :

まず、こちらの平成25年度期間の申請書を記入しましょう。平成25年8月から平成26年6月までの分です。申請者ご自身である山田様の「基礎年金番号」・「氏名」・「生年月日」・「電話番号」をこちらにご記入ください。次に、配偶者である奥様の「氏名」・「生年月日」を続けてご記入ください。

山田 :

書きました。

のぞみ :

「⑧特記事項」欄ですが、平成25年1月1日の住所と申請時点である現在の住所は異なりますね。

山田 :

平成25年1月1日はA市だね。

免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

では、「1月1日時点本人住所」と記入し、続けてA市の住所をご記入ください。

書きました。

「⑨免除等区分」欄は、こちらの順番に審査をしますので、希望しない免除区分がある場合にバツ印をご記入ください。例えば、仮に全額免除となる場合であっても一部の保険料を納めたいというときは、全額免除の欄にバツ印を記入します。

できれば全額免除がいいね。

のぞみ：

では、「1月1日時点本人住所」と記入し、続けて A 市の住所をご記入ください。

山田：

書きました。

のぞみ：

「⑨免除等区分」欄は、こちらの順番に審査をしますので、希望しない免除区分がある場合にバツ印をご記入ください。例えば、仮に全額免除となる場合であっても一部の保険料を納めたいというときは、全額免除の欄にバツ印を記入します。

山田：

できれば全額免除がいいね。

免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

では、記入なしで構いません。次に、「⑩申請期間」欄は、平成25年度と記入してください。「⑪税申告の有無」欄と「⑫前年所得」欄は平成25年度の前年、平成24年1月から12月までの山田様と奥様の税申告と所得に関して該当箇所の番号に○印を付けてください。

わたしは、確定申告したので⑩欄は「あり」に○。妻は専業主婦で申告しなかったため「なし」に○。⑪欄は私は所得「有（57万円超）」に○、「16歳以上19歳未満の扶養親族」はいないので「なし」に○、妻は所得「なし」に○。これでいいかな。

のぞみ：

では、記入なしで構いません。次に、「⑩申請期間」欄は、平成25年度と記入してください。「⑪税申告の有無」欄と「⑫前年所得」欄は平成25年度の前年、平成24年1月から12月までの山田様と奥様の税申告と所得に関して該当箇所の番号に○印を付けてください。

山田：

わたしは、確定申告したので⑩欄は「あり」に○。妻は専業主婦で申告しなかったため「なし」に○。⑪欄は、私は所得「有（57万円超）」に○、「16歳以上19歳未満の扶養親族」はいないので「なし」に○、妻は所得「なし」に○。これでいいかな。

免除・納付猶予

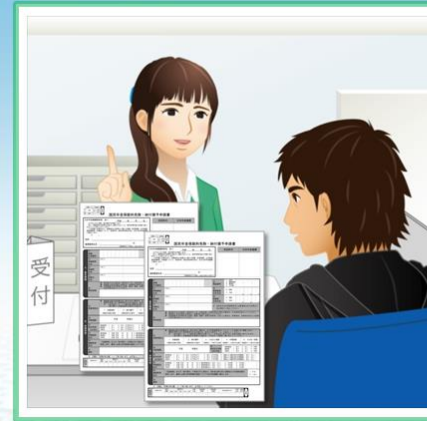
「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明



MC :
山田さんは平成25年度分の申請書を書き終わりました。

免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明



ありがとうございます。25年度申請分は記入が
終わりましたので、続いて26年度申請分と
27年度申請分をご記入ください。

のぞみ :
ありがとうございます。25年度申請分は記入が終わりましたので、続いて26年
度申請分と27年度申請分をご記入ください。

免除・納付猶予 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明



国民年金保険料免除・納付猶予申請書

1. 氏名・住所・生年月日・性別

2. 国民年金保険料の納付状況

3. 免除・納付猶予の理由

4. 収入状況

5. 世帯状況

6. 収入の状況

7. 収入の状況

8. 収入の状況

9. 収入の状況

10. 収入の状況

11. 収入の状況

12. 収入の状況

13. 収入の状況

14. 収入の状況

15. 収入の状況

16. 収入の状況

17. 収入の状況

18. 収入の状況

19. 収入の状況

20. 収入の状況

21. 収入の状況

22. 収入の状況

23. 収入の状況

24. 収入の状況

25. 収入の状況

26. 収入の状況

27. 収入の状況

28. 収入の状況

29. 収入の状況

30. 収入の状況

31. 収入の状況

32. 収入の状況

33. 収入の状況

34. 収入の状況

35. 収入の状況

36. 収入の状況

37. 収入の状況

38. 収入の状況

39. 収入の状況

40. 収入の状況

41. 収入の状況

42. 収入の状況

43. 収入の状況

44. 収入の状況

45. 収入の状況

46. 収入の状況

47. 収入の状況

48. 収入の状況

49. 収入の状況

50. 収入の状況

51. 収入の状況

52. 収入の状況

53. 収入の状況

54. 収入の状況

55. 収入の状況

56. 収入の状況

57. 収入の状況

58. 収入の状況

59. 収入の状況

60. 収入の状況

61. 収入の状況

62. 収入の状況

63. 収入の状況

64. 収入の状況

65. 収入の状況

66. 収入の状況

67. 収入の状況

68. 収入の状況

69. 収入の状況

70. 収入の状況

71. 収入の状況

72. 収入の状況

73. 収入の状況

74. 収入の状況

75. 収入の状況

76. 収入の状況

77. 収入の状況

78. 収入の状況

79. 収入の状況

80. 収入の状況

81. 収入の状況

82. 収入の状況

83. 収入の状況

84. 収入の状況

85. 収入の状況

86. 収入の状況

87. 収入の状況

88. 収入の状況

89. 収入の状況

90. 収入の状況

91. 収入の状況

92. 収入の状況

93. 収入の状況

94. 収入の状況

95. 収入の状況

96. 収入の状況

97. 収入の状況

98. 収入の状況

99. 収入の状況

100. 収入の状況

講師：

26年度申請分（平成26年7月から平成27年6月分）及び27年度申請分（平成27年7月から平成28年6月分）の申請書でも平成26年と平成27年の1月1日時点での住所を「⑧特記事項」欄に記入してもらってください。平成26年度分・平成27年度分は平成25年度分と同じく A 市の住所です。いずれの年度分とも失業等による特例免除には該当しませんので「⑬特例認定区分」欄の記入は不要です。

免除・納付猶予 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明



国民年金保険料免除・納付猶予申請書

1. 氏名・住所・生年月日・性別

2. 国民年金保険料の納付状況

3. 免除・納付猶予の理由

4. 収入状況

5. 世帯状況

6. 収入の状況

7. 収入の状況

8. 収入の状況

9. 収入の状況

10. 収入の状況

11. 収入の状況

12. 収入の状況

13. 収入の状況

14. 収入の状況

15. 収入の状況

16. 収入の状況

17. 収入の状況

18. 収入の状況

19. 収入の状況

20. 収入の状況

21. 収入の状況

22. 収入の状況

23. 収入の状況

24. 収入の状況

25. 収入の状況

26. 収入の状況

27. 収入の状況

28. 収入の状況

29. 収入の状況

30. 収入の状況

31. 収入の状況

32. 収入の状況

33. 収入の状況

34. 収入の状況

35. 収入の状況

36. 収入の状況

37. 収入の状況

38. 収入の状況

39. 収入の状況

40. 収入の状況

41. 収入の状況

42. 収入の状況

43. 収入の状況

44. 収入の状況

45. 収入の状況

46. 収入の状況

47. 収入の状況

48. 収入の状況

49. 収入の状況

50. 収入の状況

51. 収入の状況

52. 収入の状況

53. 収入の状況

54. 収入の状況

55. 収入の状況

56. 収入の状況

57. 収入の状況

58. 収入の状況

59. 収入の状況

60. 収入の状況

61. 収入の状況

62. 収入の状況

63. 収入の状況

64. 収入の状況

65. 収入の状況

66. 収入の状況

67. 収入の状況

68. 収入の状況

69. 収入の状況

70. 収入の状況

71. 収入の状況

72. 収入の状況

73. 収入の状況

74. 収入の状況

75. 収入の状況

76. 収入の状況

77. 収入の状況

78. 収入の状況

79. 収入の状況

80. 収入の状況

81. 収入の状況

82. 収入の状況

83. 収入の状況

84. 収入の状況

85. 収入の状況

86. 収入の状況

87. 収入の状況

88. 収入の状況

89. 収入の状況

90. 収入の状況

91. 収入の状況

92. 収入の状況

93. 収入の状況

94. 収入の状況

95. 収入の状況

96. 収入の状況

97. 収入の状況

98. 収入の状況

99. 収入の状況

100. 収入の状況

山田：

ふー。全部書き終わったよ。

のぞみ：

平成27年度分の免除申請は平成28年6月分までとなりますが、そのあとの期間も免除を申請することを希望される場合は、「⑭継続希望区分」欄の「1.する」に○を付けてください。

山田：

そうだね、来年度以降も免除してほしいね。

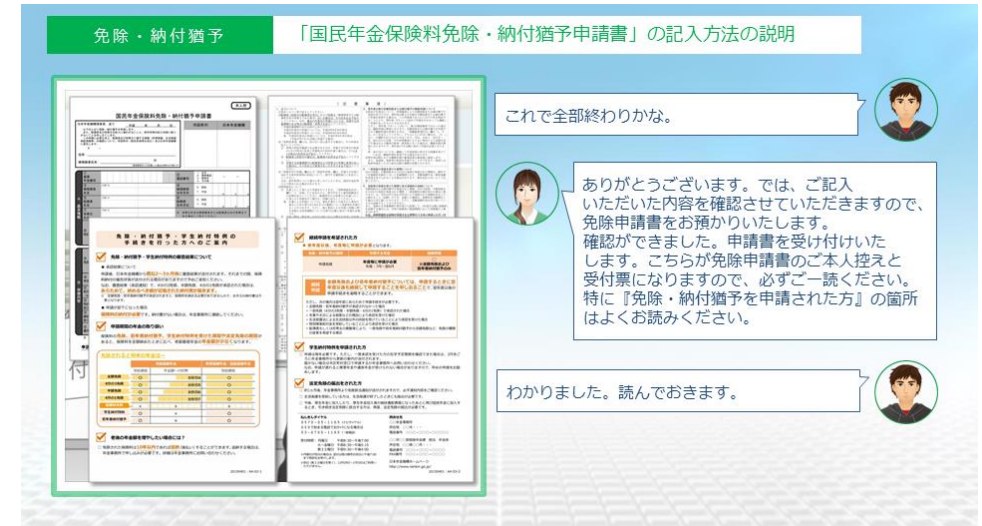
のぞみ：

審査の結果、全額免除が却下となってしまう一部免除で承認された場合は、来年度7月以降にあらためて免除申請していただく必要がありますのでご了承ください。最後に、全ての免除・納付猶予申請書に「住所」・「被保険者氏名」・「本日の日付」が申請書の左上の欄に記入されているかご確認ください。



講師：
住所や氏名が記入もれのために審査ができないことがありますので注意が必要です。

MC：
山田さんは、説明にしたがってご自身の免除申請書を書き上げました。



山田：
これで全部終わりがな。

のぞみ：
ありがとうございます。では、ご記入いただいた内容を確認させていただきますので、免除申請書をお預かりいたします。

確認ができました。申請書を受け付けいたします。こちらが免除申請書のご本人控えと受付票になりますので、必ずご一読ください。特に『免除・納付猶予を申請された方』の箇所はよくお読みください。

山田：
わかりました。読んでおきます。

免除・納付猶予 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

また、今後配偶者や世帯主の変更、または前年所得の変更があった場合には、年金事務所までご連絡ください。
このあと日本年金機構で審査を行い、約3か月後に日本年金機構から審査結果が送付されます。審査結果が届くまでの間に、日本年金機構が委託する民間事業者から納付のご案内がある場合がございますが、行き違いとなりますので、そのまま審査結果をお待ちください。

前に送られてきた納付書は処分していいですか。

のぞみ：

また、今後配偶者や世帯主の変更、または前年所得の変更があった場合には、年金事務所までご連絡ください。

このあと日本年金機構で審査を行い、約3か月後に日本年金機構から審査結果が送付されます。審査結果が届くまでの間に、日本年金機構が委託する民間事業者から納付のご案内がある場合がございますが、行き違いとなりますので、そのまま審査結果をお待ちください。

山田：

前に送られてきた納付書は処分していいですか。

免除・納付猶予 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

審査結果が届くまで納付書は保管しておいてください。免除の所得審査は申請年度ごとに前年の所得で審査されますが、所得の額によっては全額免除とはならず一部免除や却下となることもあります。一部免除で承認された場合は、日本年金機構から承認された免除の種類に応じた保険料の金額で新たに納付書が郵送されますので、その納付書にしたがって必ず納めるようにしてください。せっかく一部免除の承認を受けても納付すべき保険料を納付されないと、未納期間として取り扱われてしまいます。保険料を納めていただければ、万が一の病気やケガなどで障害を負ってしまったときや死亡といったもしものときのリスクに山田様のご家族も備えることができます。

そうか、家族もリスクに備えることができるのか。よくわかりました。

のぞみ：

審査結果が届くまで納付書は保管しておいてください。免除の所得審査は申請年度ごとに前年の所得で審査されますが、所得の額によっては全額免除とはならず一部免除や却下となることもあります。

一部免除で承認された場合は、日本年金機構から承認された免除の種類に応じた保険料の金額で新たに納付書が郵送されますので、その納付書にしたがって必ず納めるようにしてください。せっかく一部免除の承認を受けても納付すべき保険料を納付されないと、未納期間として取り扱われてしまいます。

保険料を納めていただければ、万が一の病気やケガなどで障害を負ってしまったときや死亡といったもしものときのリスクに山田様のご家族も備えることができます。

山田：

そうか、家族もリスクに備えることができるのか。よくわかりました。

免除・納付猶予 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

No.20-1 追納について

✓ **「追納」とは?**
 保険料の免除、延滞徴収の猶予、年金給付特例を受けた期間で過去未納の保険料がある人、保険料を支払ったことにより、被保険者となるの期間が分らない人です。将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これら未納の保険料を支払って納める「追納」することができます。
 例：平成27年1月に追納する場合は平成27年1月1日からとなります。

✓ **いくら納めればいいのか?**

追納する保険料の期間	追納する保険料の額	追納する保険料の額	追納する保険料の額
平成17年度以前	14,800円	7,400円	7,400円
平成18年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成19年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成20年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成21年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成22年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成23年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成24年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成25年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成26年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成27年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成28年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成29年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成30年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成31年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成32年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成33年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成34年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成35年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成36年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成37年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成38年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成39年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成40年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成41年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成42年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成43年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成44年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成45年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成46年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成47年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成48年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成49年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成50年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成51年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成52年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成53年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成54年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成55年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成56年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成57年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成58年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成59年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成60年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成61年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成62年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成63年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成64年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成65年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成66年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成67年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成68年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成69年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成70年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成71年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成72年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成73年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成74年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成75年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成76年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成77年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成78年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成79年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成80年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成81年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成82年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成83年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成84年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成85年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成86年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成87年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成88年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成89年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成90年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成91年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成92年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成93年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成94年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成95年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成96年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成97年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成98年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成99年度	14,800円	7,400円	7,400円
平成100年度	14,800円	7,400円	7,400円

✓ **手続き**
 「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所へ提出します。

✓ **注意点**
 ● 一部追納を受けた期間に、追納の納付済年度保険料を納付していない場合は、追納期間となるため、追納できません。
 (例えば、40年の追納の期間を追納する場合は、残り24年2010の保険料を納めている必要となります。)
 ● すでに追納済年度年金を受け取っている方は追納できません。
 ● 追納は、免除などを受けた期間のうち、追納の期間の保険料が納められることとなります。
 平成100年度
 2019年12月12日

講師：

追納については「ケース1」と同様に必ず説明してください。10年間追納できること、追納することで受け取れる年金額が増額されることがポイントです。

免除・納付猶予 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

本日のお手続きは、これで終了となります。

いろいろとありがとう。

ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

のぞみ：

本日のお手続きは、これで終了となります。

山田：

いろいろとありがとう。

のぞみ：

ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。



MC:

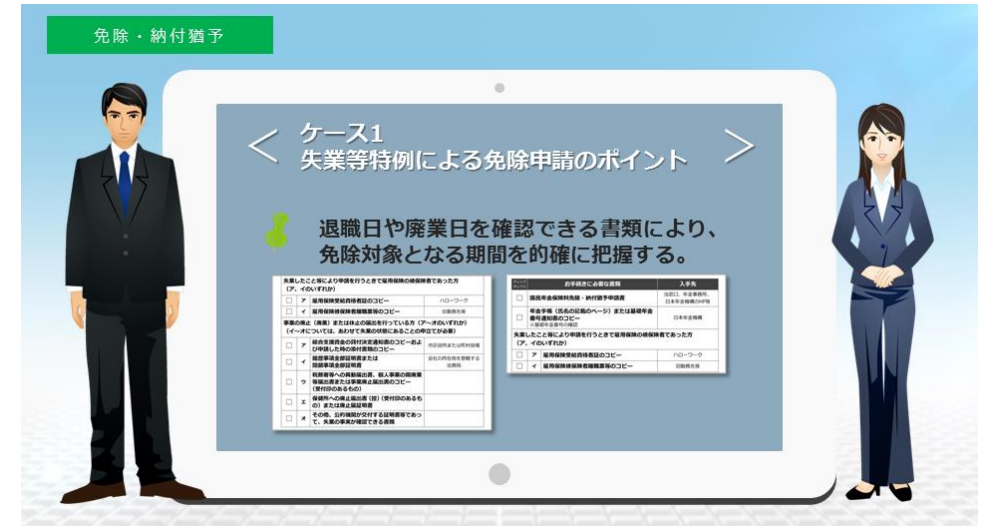
ケース1では「失業等特例による免除申請」、ケース2では「遡及免除」についてみてきました。

講師:

ケース1は、市町村の窓口でたいへん取り扱いの多いケースです。「お手続きガイド」等業務支援ツールで、来訪者の方に迷わず案内ができるようしっかり学習してください。

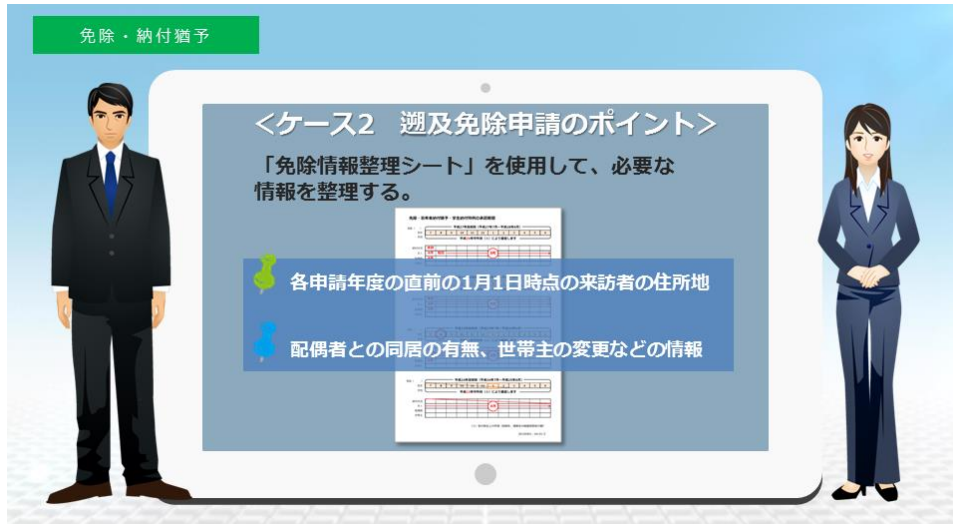
MC:

最後に、それぞれのケースでの重要なポイントはどこか教えてください。



講師:

ケース1「失業等特例による免除申請」では、特例免除が適用される範囲を確認するため、退職日・廃業日等の確認が最も重要となります。これらを確認するための書類については、業務支援ツールの「必要書類リスト」にまとめているので、これらの書類等を持参されなかった来訪者の方には、持参のうえ再度来訪するように伝えてください。

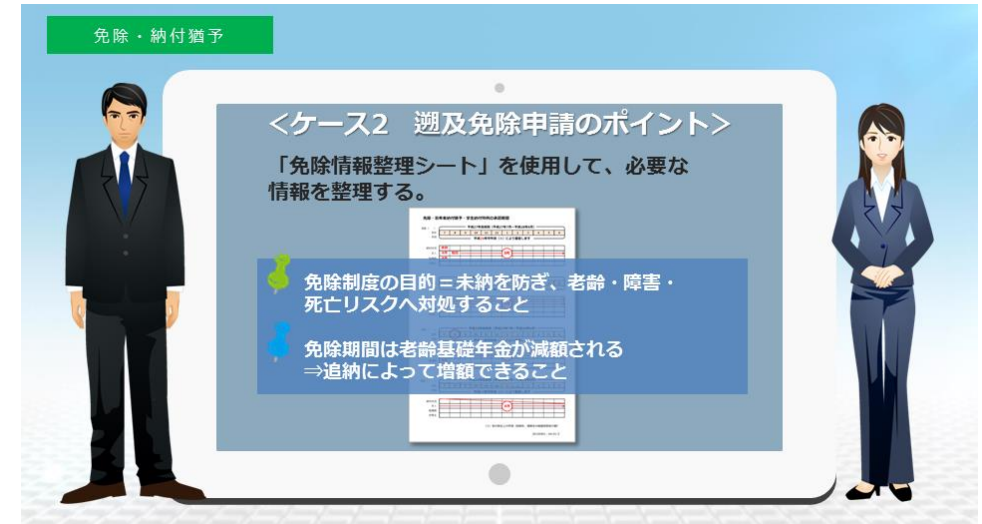


講師：

ケース2「遡及免除」における最重要のポイントは、来訪者からの聞き取りおよび情報の整理を的確に行うことです。各申請年度の直前の1月1日時点の来訪者の住所地がどこか、つまり、審査対象となる所得情報はどこの市町村にあるか、「情報整理シート」を活用して的確に情報の整理を行ってください。

MC：

ケース1は退職日等を確実に把握すること、ケース2は情報整理シートを利用し、申請者への聞き取りと情報の整理によって、申請書の記載等のお手続きをしていただくことが最も重要ということですね。

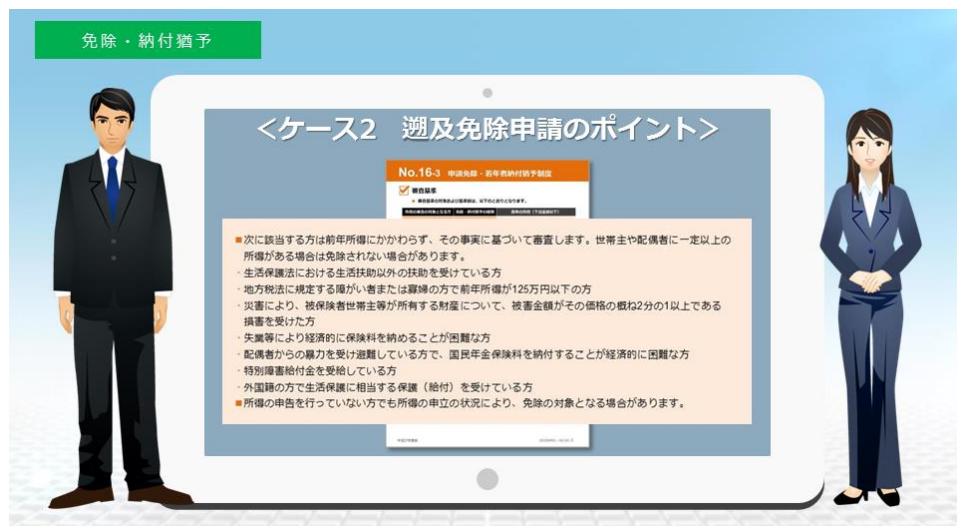


講師：

他にも、免除申請等を希望する来訪者に対して、免除制度の目的は国民年金の保険料の未納を防ぎ、将来の老齢・障害・死亡リスクへ対処することであることをまず説明してください。また、免除を受けた期間は老齢基礎年金については減額されますので、追納制度についてもあわせて説明し、受け取る年金を増額できるようにすることをお勧めすることも重要なポイントです。

MC：

わかりました。



講師：

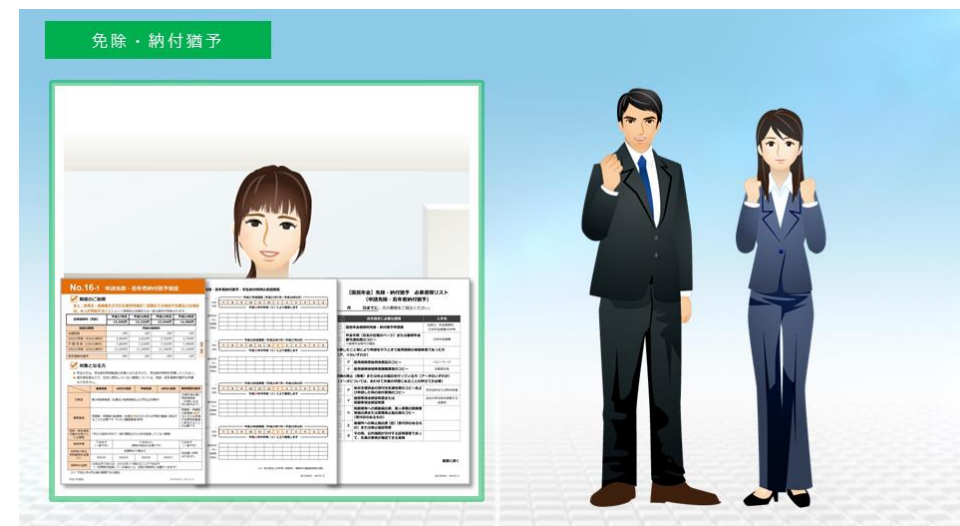
なお、免除制度はケース1、ケース2で取り扱った審査以外にも、

■ 地方税法に規定する障がい者または寡婦の方で前年所得が125万円以下の方は、全額免除扱いとして審査します。

■ 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。

- ・生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
- ・外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- ・特別障害給付金を受給している方
- ・災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けたとき
- ・配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難なとき

等もありますので、その方の状況に応じて適切にご案内することが重要です。詳しくは、基礎編講義や業務支援ツールでご確認ください。



講師：

業務支援ツールには、お手続きガイドや情報整理シートの他にも、必要書類リストなどがありますので、お手続きに必要な書類を後日お持ちいただくことが必要な場合には、そちらも活用してください。

MC：

わかりました。業務支援ツールを利用し、免除制度の説明や申請の受理についての確に行えるようにしてください。